



各 位

平成 28 年 5 月 25 日

会 社 名 ナビタス株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 廣口隆久

(JASDAQ コード番号 6276)

問 合 せ 先 取締役管理本部長 眞柄光孝

(TEL.072-244-1231)

### 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社の取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「大規模買付ルール」といいます。）を継続してきました。

大規模買付ルールの有効期限は平成28年6月開催予定の当社第37期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時まででありますので、当社は平成28年5月25日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、大規模買付ルールを更新することを決議いたしましたので、以下の通り、お知らせいたします。

なお、大規模買付ルールの更新にあたり、法令の変更に基づくものを除き、従前の大規模買付ルールからの内容面での変更はありません。

大規模買付ルールの更新を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名が全員出席し、当社株式等の大規模買付行為にあたってのプロセスを定めるルールとして相当であると判断される旨の意見が表明されています。

また、本日現在、他社からの当社株式の大規模買付行為の打診、申し入れ等は一切ございませんので、念のため申し添えておきます。

注1 特定株主グループとは、

- (1) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

- (2) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注2 議決権割合とは、

(1) 特定株主グループが、注1の(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)

または、

(2) 特定株主グループが、注1の(2)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち、直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

## 1. 当社における企業価値・株主共同利益の向上の取り組みについて

当社グループは、「Dream to technology」をモットーに、プラスチックを中心とする素材への加飾技術を通して、創業以来50年、世界中の人々の生活に“彩”を提供し、より豊かな生活を求める人々の想いを叶えるべく、日々尽力しております。

1966年の創業当初は、当時、将来大きく発展が期待されたプラスチック製品の表面が装飾されていないことに着目してホットスタンプ機を開発、現在のナビタスの基軸となる技術を確立し、その後熱転写装置の開発に続きパッド印刷機を代表とする印刷装置の開発、更にはプラスチックの成形と同時に絵付けを行うインモールド装置へと展開し、業界ではその高い技術力に加えて経験と蓄積されたノウハウを評価され、次々とヒット商品を世の中に送り出してまいりました。

これらの基本技術を基盤として現在では、当社及び子会社5社を含め表面加飾加工の川上から川下までをソリューションする社内体制により、国内はもとより東南アジアを中心とする海外の業界各企業に対して事業を展開し、世界中の人々の生活に“彩”をお届けすることを目標に事業展開を行っております。

これらの大きな三つの柱の成長を支えてきたのが、それぞれの機械装置に伴う関連資材のラインナップと技術的サポートを行うテクニカルサービス部門であり、「ワンストップ・ショップ政策」であります。当社ナビタスは、機械の販売だけでなく、それをお使いいただくための周辺装置及び細かな備品にいたるまでお客様のご要望をお聞きし、目的とされる製品が完成するまでを一つのシステムとしてお手伝いさせていただいており、一次製品に二次加工を行うための流れを作るシステムとして『表面加飾のワンストップ・ショップ』を確立してきました。

「表面加飾のワンストップ・ショップ」は、当社の製品だけでなく広く海外にも目を向け、表面加飾の前後の工程で有益な装置や製品であれば海外のメーカーであってもお互いの住み分けを行い、海外の各企業と提携しながら日本国内に紹介することも行っており、表面加飾の前工程から後処理工程までを網羅し、お客様の便宜を図るシステムをご提供することを第一義と考えております。印刷の物性の向上、印刷品位を上げるために利用されているコロナ処理装置はその一つであります。

また、最近では品質管理の徹底にお応えすべく、印刷の品質検査を行う画像検査装置「ナビタスチェッカー」もそのラインナップを充実させ、今までは人の目視検査に頼っていたこれらの作業を機械化することで、均一した品質検査の確立を手助けするだけでなく、検査工程のコスト削減と人材の効率活用に欠かせない後処理工程のシステムとなっております。特に画像処理検査装置は、特殊印刷技術のノウハウを隅々まで知り尽くした当社ならではの技術を検査装置のソフト面に応用した独特の技術であり、当初は絵・文字等の比較検査が主体でありました。しかし、最近では表面の状態検査から、機能性を表面から検査する機能検査までその分野を広げ、フレキシブル基板等にその応用範囲を広げております。この分野は5年前に会社分割により完全子会社として独立させ、その業績は順調に伸びております。また、今までは大量の転写フィルムを製作することでしか対応できなかった熱転写印刷に対して、必要な時に必要な量だけ転写印刷用のフィルムを作成できる「オンデマンド転写箔プリンター」を開発し、今までの転写印刷の常識を打ち破ることに成功しました。加えて、当社が独自に開発を進めてまいりました「空気転写」もこれまでの立体転写の常識を打ち破り、今までにない複雑な形状への転写の可能性や転写仕上がりの質感のレベルアップが期待でき、あらゆる業界の多くのお客様より問い合わせをいただいております。

当社が今後、事業を展開していくにあたって重要なポイントは、当社の事業展開のフィールドと当社の営業姿勢であると考えております。加飾印刷業は、いかに資本投下をして新たな機械装置を導入しハイテク化しようとも、職人による熟練された高度な専門技術なしには成り立たない業種であります。当社は、そのような加飾印刷業というフィールドの中で、製造・営業各担当者

の技術と熱意をもって、個々のお客様のニーズにお応えすべく積極的な提案営業を続けていくことにより、当社の今まで蓄積された技術・ノウハウに先端のIT技術を加え、更なる技術革新と市場開拓をグローバルに行ってまいります。

当社は、創業当初から「お客様には、良くて安くてすぐに間に合う製品の提供」「社員には安定した生活」「株主には公正な配当」を経営理念として掲げており、それらを実践し続けることが、技術力に裏付けられたナビタスブランドの向上に繋がるものと確信しております。表面加飾業界のリーディングカンパニーとして、この経営理念を今後も堅持し、中長期的な経営計画に取り組むことが、企業価値を向上させ、株主の皆様の共同利益を最も向上させるものと考えております。

## 2. 大規模買付ルール導入・更新の目的 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社株式は、自由な取引が認められており、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様に委ねられるべきものであると考えます。

もともと、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するおそれのもの等もあります。大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様に当該行為の是非及び株式継続保有の是非をご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様に適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様に大規模買付行為の是非や株式継続保有の是非をご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。更に、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、下記3.の通り事前の情報提供に関する一定のルールを設定することといたしました。なお、現時点において、特定の第三者から大規模買付を行う旨の通告や買収提案を受けているわけではありません。

## 3. 大規模買付ルールの内容

### (1) 対象となる買付け

大規模買付ルールは、以下のいずれかに該当する買付けその他の取得若しくはこれらに類似する行為またはこれらの提案（大規模買付行為）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される行為であり、以下同じとします。）に係る株券などの株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上になる買付け

大規模買付行為を行おうとする者またはその提案者（大規模買付者）は、大規模買付ルールに定められる手続に従うものとし、同ルールに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとします。

## （2）意向表明書の提供

大規模買付者は、大規模買付の開始または実行に先立ち、大規模買付ルールの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言、買付者が反社会的勢力などでないことを誓約する文言を含む書面（買付者の代表者による署名または記名押印のなされたもので、条件、留保等の付されていないものとします。）及び当該署名または押印を行った代表者の資格証明（以下、これらを合わせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して日本語で提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

## （3）大規模買付者に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、大規模買付者に対して具体的な大規模買付行為の内容に関する情報や大規模買付者に関する必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者から、速やかに当該リスト記載の情報を記載した書面を当社取締役会に対して日本語で提供いただきます。

大規模買付情報の内容を以下に例示しておりますが、これに限定されるものではありません。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（特定株主グループ）の概要（大規模買付者の具体的名称、所在地、代表者の氏名、会社等の目的及び事業内容、沿革、役員の実務経歴、資本構成、直近3事業年度の財務内容、設立準拠法、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、額及びその算定根拠を含みます。）
- ④ 当社株式の取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付等完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策その他企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に関する方針（以下「買付後経営方針等」といいます。）

- ⑥ 買付等の後における当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員その他当社にかかる利害関係人の処遇方針
- ⑦ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報  
当社取締役会は、大規模買付者から提供していただいた情報を精査し、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、大規模買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定め、必要情報を追加提供するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

#### **(4) 取締役会による評価期間**

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

#### **(5) 独立委員会の設置**

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会による大規模株式買付への評価を求めます。独立委員会は、大規模買付情報の提供を受け、大規模買付行為を評価し、対抗措置発動の実施または不実施等につき、慎重に審議し、当社取締役会に対し、勧告を行います。なお、独立委員会の構成員は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、会社経営者として実績・経験を有する社外にある者等の有識者3名以上の独立委員で構成されるものとし、独立委員会の概要、独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は別紙2及び別紙3の通りです。

独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために必要に応じて、当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

#### **(6) 情報開示**

当社は、本ルールの運用に際し、その透明性を高めるため、適用ある関係法令または金融商品取引所の規定等に従い、本ルールの各手続の進捗状況（意向表明書が提出された事実、大規模買

付情報の提供の完了、独立委員会の設置)、大規模買付に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要若しくは独立委員会による勧告の概要、当社取締役会決議の概要、その他当社取締役会または独立委員会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

#### **4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針**

##### **(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合**

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません(当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等を行うことはございます)。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

##### **(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合**

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社の定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として、無償割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙1に記載の通りです。

なお、新株予約権を発効する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対応措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。このほか、発効時の状況により、別紙1に定める条件と異なる条件を定める場合があります。

##### **(3) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するも、大規模買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合**

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、上記(2)と同様、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える対抗手段を取ることがあります。

具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

1. 次の①から④までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

- ① 当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を釣り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

- ② 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化目的があると判断される場合
  - ③ 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
  - ④ 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的であると判断される場合
2. 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買収行為を行う場合
  3. 当社に、大規模買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる大規模買付である場合
  4. 当社株主に対し、大規模買付情報その他買付けの内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる大規模買付である場合
  5. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先その他当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の実質的価値に鑑み著しく不十分または不適當な買付けであると判断される場合
  6. 当社グループの企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社グループのブランド価値が破壊され、その結果として当社グループの企業価値・株主利益に反する重大な恐れをもたらす大規模買付である場合
  7. 大規模買付者が反社会的勢力である場合や大規模買付者の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合のほか、大規模買付が、刑事罰を伴う適用法令に抵触する結果、当社の企業価値・株主共同の利益に重大な悪影響が生じる恐れがある場合
  8. 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

#### **（４）対抗措置発動の中止について**

対応措置の発動を決定した後、大規模買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると独立委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取りやめます。

#### **5. 大規模買付ルールの有効期間等**

大規模買付ルールの有効期間は、本総会において株主の皆様にご承認いただいた時点から、平成31年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、大規模買付ルールを随時見直していく所存です。

大規模買付ルールの有効期間中であっても、当社株主総会または取締役会において大規模買付



ルールを廃止する旨の決議が行われた場合は、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付ルールを修正する場合があります。

なお、平成28年3月31日現在の大株主の状況は別紙4に記載の通りです。

## **6. 株主及び投資家の皆様に与える影響等**

### **(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響**

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をするうえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様は、大規模買付者の動向にご注意下さい。

### **(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響**

大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合、状況に応じて株主及び投資家の皆様に適時適切な情報開示を行うと共に、大規模買付者以外の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。ただし、4.(4)に記載の通り、対抗措置の発動決定後においても、状況により発動を取りやめることがあります。具体的対抗措置として無償割当てにより新株予約権を発行することとした場合において、この発動を取りやめた場合または割り当ての後にすべての新株予約権を当社が取得した場合は、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じませんので、希釈化が生じることを前提として売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

### **(3) 対抗措置発動に伴い、株主の皆様に必要なとなる手続**

当社が新株予約権の無償割当て等を行う場合、その手続等については適時適切な方法によりお知らせします。

## **7. 大規模買付ルールの合理性**

### **(1) 買収防衛策に対する指針の要件を充足していること**

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、大規模買付ルールは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっています。

## **(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・更新されていること**

大規模買付ルールは、前述2.「大規模買付ルール導入・更新の目的」にて記載した通り、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・更新されるものです。

## **(3) 株主意思を確認・反映させるものであること**

当社は、本総会において大規模買付ルールについて承認可決の決議がなされることを条件として大規模買付ルールを更新する予定です。また、前述5.「大規模買付ルールの有効期間等」にて記載した通り、大規模買付ルールの有効期間は3年間とする条項が付されており、かつ、その有効期限の満了前であっても、当社株主総会または取締役会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されることになっており、同ルールは株主の皆様のご意思に依拠したものとなっています。

## **(4) 独立性の高い社外者の判断の重視**

当社は、大規模買付ルールの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として前述3.(5)「独立委員会の設置」の通り、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して大規模買付行為がなされた場合には、かかる独立委員会が当該買付けにより当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれることがないか等について実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重したうえで、会社法上の期間としての決議を行うこととします。

このように独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう厳しく監視すると共に、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社グループの企業価値・株主共同の利益に適うよう大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## **(5) 第三者専門家の意見の取得**

前述3.(5)「独立委員会の設置」にて記載した通り、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントとその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされており、これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みを確保しています。

## **(6) 合理的な客観的発動要件の設定**

大規模買付ルールは、前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載された通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### **(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと**

大規模買付ルールは、前述5.「大規模買付ルールの有効期間等」にて記載した通り、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとされているため、大規模買付者付議議案の承認可決の決議により、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することが可能です。従って、大規模買付ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、大規模買付ルールはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込をさせないで、新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行う。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことができる。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込をなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込をなすべき額）は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、予め当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定める。

## 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができる。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定める。

## 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定める。

以上

## 独立委員会の概要

## 1. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた弁護士・公認会計士・学識経験者・投資銀行業務に精通する者・実績ある会社経営者等の有識者、3名以上で構成される。

## 2. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

## 3. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に助言・勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自らまたは当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑤ 対抗措置の発動の可否

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

## 独立委員会委員候補者の氏名及び略歴

三村 正治 (みむら しょうじ)

- 【略歴】 昭和41年 3月 東京外国語大学中国科 卒業  
 昭和41年 4月 三和銀行(現 三菱東京UFJ銀行) 入行  
 昭和58年 4月 同行 上海駐在員事務所 所長  
 昭和61年10月 同行 天下茶屋支店長  
 平成 元年 4月 同行 シンセン支店長兼広州駐在員事務所 所長  
 平成 8年 4月 三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング)  
 国際本部 部長  
 平成12年 4月 羽衣学園短期大学(現羽衣国際大学) 教授  
 平成16年 4月 同大学 産業社会学部 学部長  
 平成18年 4月 同大学 学長(平成20年4月退任)  
 平成20年 5月 同大学 客員教授  
 平成25年 3月 同上 退任  
 三村日中ビジネス研究所 代表  
 (日中関係学会 理事、 関西日中関係学会 副会長)  
 (現在に至る)

杏中 保夫 (あんなか やすお)

- 【略歴】 昭和44年 3月 大阪市立大学経済学部 卒業  
 昭和44年 4月 野村証券株式会社 入社  
 昭和58年 7月 同社 堺支店長  
 昭和63年12月 同社 取締役 事業法人担当  
 平成 5年 6月 同社 常務取締役 本店長兼東京地区担当  
 平成 6年 6月 三洋証券株式会社 専務取締役営業企画本部 本部長  
 平成 8年 2月 株式会社 公文教育研究会 代表取締役副社長  
 平成 9年 1月 同社 代表取締役社長  
 平成18年 6月 同社 相談役  
 平成24年 2月 株式会社 シヤノンマーレ化粧品(現 株式会社 LOSA)  
 取締役最高顧問  
 平成26年 7月 株式会社 LOSAフィナンシャルサービス 取締役会長  
 (現在に至る)

川村 和久 (かわむら かずひさ)

- 【略歴】 平成 4年 3月 京都大学法学部 卒業  
 平成 4年 4月～平成 6年 3月 最高裁判所司法研修所第46期司法修習生  
 平成 6年 4月 弁護士登録(大阪弁護士会)と同時に栄光総合法律事務所 入所  
 平成11年 1月 同事務所パートナー 就任  
 平成15年 1月 弁護士法人栄光設立 同法人代表社員 就任  
 平成19年 1月 川村和久総合法律事務所(現・川村・藤岡総合法律事務所) 設立  
 (現在に至る)

## 大株主の状況

平成28年3月31日現在

順位	氏名または名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式の 割合(%)
1	ナビタス持株会	457,000	7.98%
2	CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	346,000	6.04%
3	株式会社 トービ	188,420	3.29%
4	ツジカワ株式会社	150,420	2.62%
5	日本生命保険相互会社	114,400	1.99%
6	上野 良武	113,910	1.99%
7	大塩 学而	102,000	1.78%
8	泉原 博	101,653	1.77%
9	ナビタス従業員持株会	100,712	1.75%
10	平木誠一	87,585	1.53%
	合計	1,762,100	30.79%

(注) 当社は、自己株式1,416,927株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。

以 上